

甲斐市TNR活動ガイドライン

1. この活動の目的

このガイドラインは、甲斐市内(以下、「市内」という。)の飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るために、公益財団法人どうぶつ基金(以下、「どうぶつ基金」という。)「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)(以下、「チケット」という。)を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的としています。

2. 用語の定義

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかな猫のこと。
- (2) さくらねこ 飼い主のいない猫で、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらのような形(V字)に切った猫のこと。
- (3) TNR活動 地域に住み着く飼い主のいない猫を捕獲(Trap)し、不妊手術(Neuter)を行い、元の場所に戻す(Return)活動のこと。
- (4) 地域猫活動 住民やボランティア団体等が主体となり、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上繁殖しないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のこと。
- (5) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の不妊手術を合わせたもの(再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。)のこと。
- (6) ボランティア団体等 TNR活動や地域猫活動を行っている又は本事業に積極的に協力することができる団体の代表者又は個人のこと。
- (7) 多頭飼育崩壊現場 ペットの動物を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場のこと。
- (8) 協力病院 どうぶつ基金が指定する、チケットを利用することができる病院。

3. チケットの交付対象者

チケットの交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当するボランティア団体等とします。

- (1) 飼い主のいない猫の生息する地域の住民や自治会等からの依頼を受け、TNR活動を行うことができるボランティア団体等であること。
- (2) 飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせ、地域住民や自治会が行う地域猫活動の支援を行うことのできるボランティア団体等であること。
- (3) 市内の多頭飼育崩壊現場で、猫に不妊手術を受けさせ、その後の適切な管理ができるボランティア団体等(多頭飼育者本人又はその親族が含まれる団体は除く)であること。

4. チケットの交付対象外

次の猫については、チケット交付の対象外です。

- (1) 飼い猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

5. チケットの交付条件

チケットの交付を受けようとする者は、次の条件すべてに同意できる者としてします。

- (1) TNR活動を行うにあたり、地域住民や自治会へ活動の普及と啓発、また、誤って対象外の猫を手術させないよう周知と対策を積極的に行うこと。
- (2) TNR活動は申請者が主体となって行うこと。
- (3) チケットの売買や再譲渡をしないこと。
- (4) 不妊手術の際に、猫の耳先をV字カットすることに同意すること。
- (5) チケットの利用にあたり別途かかった費用については、自己負担で対応すること。
- (6) 手術及び事業の結果に対して損害賠償請求及び異議申し立てはしないこと。
- (7) 適切な給餌と猫用トイレの設置を行い、周辺の清潔の維持に努めること。
- (8) 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めること。

6. チケットの申請

チケットの交付を受けようとする者は、毎月20日から末日までの期間に、甲斐市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式1)を提出してください。

7. チケットの交付決定

申請内容を審査し、チケットの交付が適当と認めるときは、甲斐市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式2)により通知します。

8. チケットの利用場所

チケットを利用することができる場所は協力病院のみとなります。

9. チケットの返還

前条の規定によりチケットの交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、甲斐市さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書(様式3)により通知し、交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき
- (2) その他市が必要と認めたとき

10. 活動報告

申請者は、不妊手術終了後、速やかに甲斐市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式4)を提出し、利用しなかったチケットは返却してください。

11. 免責

市は、チケットの使用に関連して生じた事故について、一切の責任を負いません。

12. その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定めます。

発行：令和4年4月 甲斐市生活環境部環境課